

# 雇用サービスだより

No.295 石川労働局

事業主の皆様へ

令和7年4月1日から

## 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

### 高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

【令和7年4月1日以降の支給率】（ ）内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下（61%以下）	各月に支払われた賃金額の10%（15%）
64%超75%未満 （61%超75%未満）	各月に支払われた賃金額の10%（15%）から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

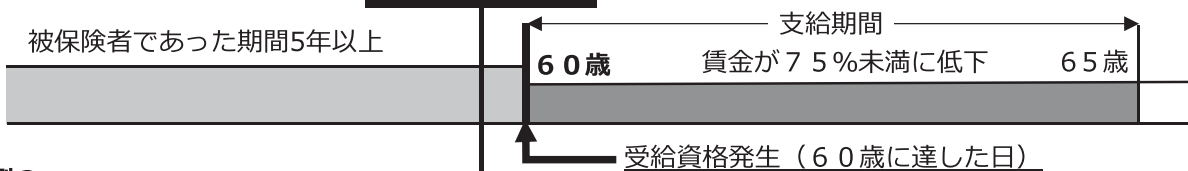
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

### 対象となる方

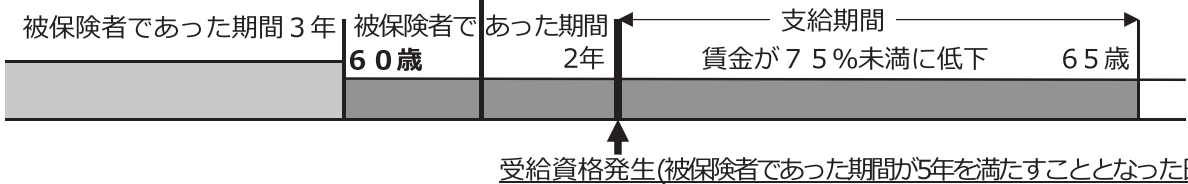
令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時時点で被保険者であった期間が5年以上ない方は、その期間が5年を満了することとなった日）を迎えた方が対象となります。

例1

令和7年4月1日



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日（その日時時点で被保険者であった期間が5年を満了することとなった日）を迎えた方は、現行の支給率から変更はありません。

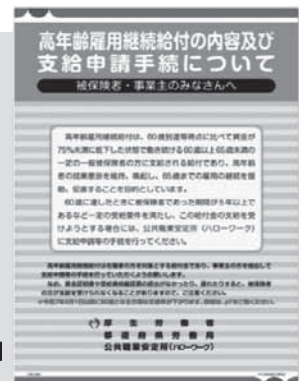
### 申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット、「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。



ハローワークインターネットサービス

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_continue.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html)



# 雇用仲介事業者（職業紹介事業者・募集情報等提供事業者） は新たなルールへの対応が必要となります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針等が一部改正されます

求人者及び求職者が安心して雇用仲介事業者（職業紹介事業者・募集情報提供事業者）を利用できるよう、また、雇用仲介事業の健全な発展に資するよう、新たなルールが設けられました。

## 【改正のポイント】

### 1. 料金等の明示方法のルールが追加となります （職業紹介事業者・募集情報等提供事業者ともに）【施行日：令和7年4月1日】

求人者・募集主に対して、サービスの利用に伴い発生する料金・違約金等の金額、発生条件、解除方法を含む契約内容について、書面や電子メール等によりあらかじめ明示が必要となります。

### 2. 募集情報等提供事業者に対して、金銭等の提供に関するルールが追加されます 【施行日：令和7年4月1日】

募集情報等提供事業者から、労働者になろうとする者に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えて、金銭などの提供を行うことはできません。



### 3. 有料職業紹介事業者は、紹介手数料実績の公開が必要となります 【施行日：令和7年4月1日】

常用就職（※1）の実績が多い上位5職種の職種別平均手数料率について、厚生労働省の「人材サービス総合サイト」（※2）への掲載が必要となります。  
（常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要です。）

※1 常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

※2 人材サービス総合サイトは労働者派遣事業、職業紹介事業の許可・届出事業の一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業の制度の周知や最新情報の提供を行っています。

 厚生労働省職業安定局

人材サービス総合サイト



### 4. 職業紹介事業を行うにあたっての許可条件に以下の内容が追加されます 【適用時期：令和7年1月1日以降の許可、更新のタイミング（原則）】



- ・ 自社の紹介により就職した者（※）に対して、当該就職日から2年間の転職の勧奨を行わないこと  
※ 期間の定めのない労働契約を締結した者に限る
- ・ 求職の申込みの勧奨については、お祝い金等の名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭等の提供を行わないこと

## 【詳しくはこちら】

雇用仲介事業者 新ルール

検索

で検索、若しくは「厚生労働省HP」



問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 需給調整事業室 電話 076-265-4435



# 石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

- 最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます。
- また、労使が最低賃金未滿で働くことに合意していたとしても無効となり、適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。



石川労働局広報キャラクター「こうほウ」

## ◇地域別最低賃金 (すべての労働者に適用されます)

改正発効日 令和6年10月5日

最低賃金の名称	時間額	適用労働者
石川県最低賃金	984円	年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます

## ◇特定最低賃金 (特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます)

改正発効日 令和6年12月31日

No.	最低賃金の名称	時間額	適用労働者
1	<b>一般機械</b> 石川県金属成形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,040円	石川県内の左記 特定産業の基幹的労働者に適用されます。 (適用される業種は裏面をご参照ください) ※適用されない労働者 【No.1～No.4 各特定最低賃金】 ① 18歳未滿又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未滿の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 【No.1 一般機械、No.2 自動車】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 【No.3 電気機械】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め等の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
2	<b>自動車</b> 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	1,040円	
3	<b>電気機械</b> 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,008円	
4	<b>百貨店</b> 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	994円	

○上記のほか、石川県の区域には「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金」が定められていますが、石川県最低賃金が適用されるため、時間額984円以上支払う必要があります。

厚生労働省

石川労働局

最低賃金に関するお問い合わせ先

…労働基準部賃金室 (☎076-265-4425) または 最寄りの労働基準監督署

最低賃金のリーフレット等の資料はこちら▶



## 特定最低賃金が適用される業種

No.	適用業種（日本標準産業分類による）
1	①金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く） ②ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く） ④ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤一般産業用機械・装置製造業（細分類が不詳なものも含む）（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く） ⑥その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）のうち細分類が不詳なもの ⑧農業用トラクタ製造業 ⑨建設機械・鉱山機械製造業（細分類が不詳なものも含む）（建設用ショベルトラック製造業を除く） ⑩繊維機械製造業（細分類が不詳なものも含む）（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く） ⑪生活関連産業用機械製造業 ⑫基礎素材産業用機械製造業 ⑬金属加工機械製造業 ⑭半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑮その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑯発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑰産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く） ⑱①～⑰の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑲純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑰に掲げる産業に分類されるものに限る。）
2	①自動車・同附属品製造業 ②自転車・同部分品製造業 ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3	①電子デバイス製造業 ②電子部品製造業 ③記録メディア製造業 ④電子回路製造業 ⑤ユニット部品製造業 ⑥その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ⑦民生用電気機械器具製造業 ⑧電子応用装置製造業 ⑨通信機械器具・同関連機械器具製造業 ⑩映像・音響機械器具製造業 ⑪電子計算機・同附属装置製造業 ⑫①から⑪の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑬純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑪に掲げる産業に分類されるものに限る。）
4	①百貨店 ②総合スーパーマーケット ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）

- ◇ 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」など一定の要件を満たすものは、労働局長による最低賃金の減額特例許可を受けた場合、適用される石川県最低賃金、特定最低賃金を減額して支払うことが認められます。
- ◇ 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
- ◇ 派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定最低賃金が適用されます。
- ◇ 最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。
- ◇ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。
  - (1) 精皆手当、通勤手当及び家族手当
  - (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
  - (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
  - (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金



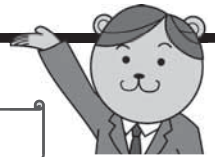
### ▶▶ 石川労働局からのお知らせ

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！  
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日施行

- この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
  - ②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。



(R6.12)



## 令和6年度第1回石川県地域職業能力開発促進協議会を開催

～令和7年度石川県地域職業訓練実施計画策定に向けた方針を決定～

石川労働局は、令和6年11月8日（金）に令和6年度第1回石川県地域職業能力開発促進協議会を開催しました。協議会においては、各委員が把握した人材ニーズ等の情報を共有するとともに、職業訓練の効果を検証するなど活発な意見を交わし、「令和7年度石川県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針」を決定しました。



## 「株式会社明翫組」をユースエール企業に認定しました



石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、株式会社明翫組（金沢市）を若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として認定しました。

令和6年11月11日、石川労働局において認定通知書交付式を実施しました。

### ☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。



## 「ホクトー株式会社」をユースエール企業に認定しました



石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、ホクトー株式会社（金沢市）を若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として認定しました。

令和6年11月20日、石川労働局において認定通知書交付式を実施しました。

### ☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」では、ユースエール認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



## 「若者応援ジョブフェアinいしかわ」を開催しました

石川労働局は、11月25日に石川県立音楽堂にて令和7年春卒業予定の学生及び概ね35歳未満の若年求職者を対象とした「若者応援ジョブフェアinいしかわ」を開催しました。

このイベントは、「ユースエール」「くるみん」「えるぼし」等の厚生労働省認定制度を取得している企業10社、参加者23名での開催となり、各企業のPRタイムが設けられ、企業の説明を熱心に聞く参加者の姿が見られました。

また、PRタイム後は、各企業ブースにて企業面談が実施されました。



## ハローワーク輪島が3位入賞！「第7回ハローワーク業務改善コンクール」

厚生労働省では、ハローワークの創意工夫を生かしたサービス改善の取組を全国から募り、優れた事例を表彰する「ハローワーク業務改善コンクール」を実施しています。

今回は、ハローワーク輪島の「信用金庫と連携した能登復興支援」の取組が、200件を超える応募の中から最終選考に残り、11月28日（木）厚生労働省での最終プレゼンを経た上で、北陸三県では初めて3位表彰を受けました。最終プレゼンでは、震災にあったハローワークだからこそ分かったことを伝えました。

被災地では、求職者は一気に増加、求人数は減少、ハローワークは、雇用保険や雇用調整助成金の対応に追われます。

このような中で、地域のことをよく知る信用金庫と手を組み、地域一丸となって事業所相談に応じることにより、ハローワークの業務効率化に加え、地域の雇用対策につなげることができました。

具体的には、ハローワークが作成した人材情報紙を信用金庫職員が事業所を訪問した際に渡すというものです。ハローワークだけでなく、地域が一丸となって、能登の復興に向けて取り組んだという事例が評価されました。



# 管内労働市場のうごき（令和6年10月分）

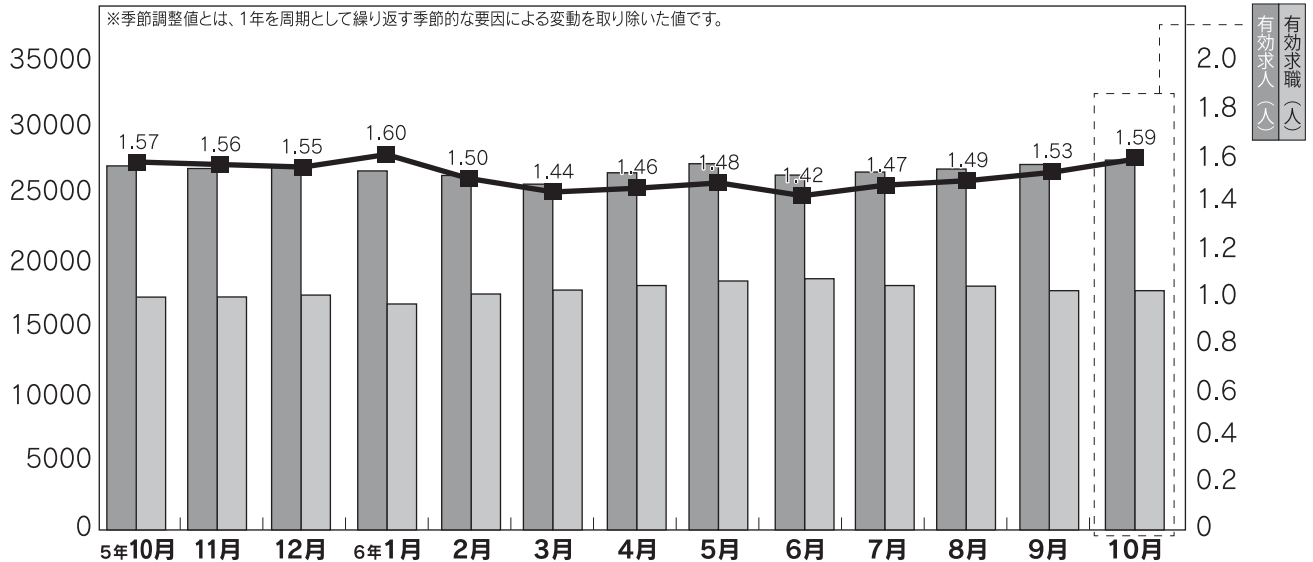
10月の窓

有効求人倍率  
(季節調整値)  
**1.59**倍

正社員  
有効求人倍率  
**1.33**倍

～求人される皆様へ～  
**正社員求人をお願いします！**

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人人数	26,946	26,750	26,838	26,570	26,270	25,644	26,307	27,155	26,251	26,411	26,662	27,056	27,806
有効求職者数	17,131	17,142	17,282	16,616	17,531	17,761	18,055	18,405	18,503	17,985	17,954	17,725	17,448

◎令和5年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。  
 ◎10月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて2.8%増加し、有効求職者数(季節調整値)は1.6%減少したため、有効求人倍率は1.59倍となり、前月と比べ0.06ポイント上昇しました。  
 また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.33倍となり、前年同月と比べ0.06ポイント上昇しました。

## ●新規求人の動向

区分	5年度	6年10月	前年同月比
合計	111,647	10,191	12.9
建設業	9,064	1,021	34.5
製造業	12,876	1,301	1.3
食料品、飲料	3,194	351	14.7
繊維工業	1,650	195	▲14.8
はん用機械器具	1,030	120	36.4
生産用機械器具	1,362	150	19.0
業務用機械器具	165	17	6.3
運輸業、郵便業	6,775	656	(23.3)
卸売業、小売業	21,533	2,206	(26.5)
宿泊業、飲食サービス業	11,649	647	▲24.1
医療、福祉	22,605	2,130	(33.0)
サービス業	12,578	1,109	(1.1)

(注)1 パートタイムを含む。  
 (注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。  
 (注)3 令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について( )で示している。

## ●職業別有効求人倍率（常用）

令和6年10月

		有効求人(人)	有効求職(人)	有効求人倍率(倍)
合計		26,530	17,414	1.52
職業別	管理的職業	83	35	2.37
	専門的・技術的職業	4,630	2,185	2.12
	事務的職業	2,359	4,051	0.58
	販売の職業	3,762	1,023	3.68
	サービスの職業	6,429	1,726	3.72
	保安の職業	749	135	5.55
	農林漁業の職業	149	107	1.39
	生産工程の職業	2,939	1,547	1.90
	輸送・機械運転の職業	1,468	500	2.94
	建設・採掘の職業	1,367	222	6.16
	運搬・清掃・包装等の職業	2,595	2,797	0.93
	分類不能の職業	0	3,086	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

## 雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号  
 金沢駅西合同庁舎5階  
 (平日 8時30分～17時15分)

職業安定課：TEL 076-265-4427  
 需給調整事業室：TEL 076-265-4435  
 職業対策課：TEL 076-265-4428  
 訓練課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP

